

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五五

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」を削る。

第十一条第一項第十六号ハ中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

- ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動
- ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次の活動
  - (1) 個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他物資を集める活動
  - (2) (1)の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動
  - (3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（こども応援ネットワーク埼玉に登録する団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。